

新潟市北区社会福祉協議会

令和7年度 助成事業の手引き

この助成金は、「社協会員会費」「共同募金配分金」を財源とし
コミュニティにおける地域福祉活動に対し、各種助成を行っています。
※ご協力いただいている自治・町内会・団体に対して行う助成です。



*****相談受付窓口*****

新潟市北区社会福祉協議会

〒950-3323

新潟市北区東栄町1丁目1番14号

(北区役所1階)

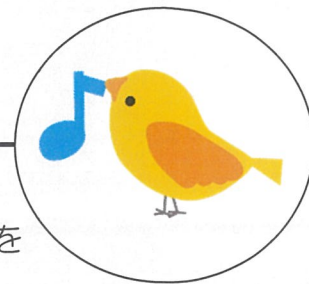
TEL: 386-2778

FAX: 388-2914

助成一覧表

助成事業名	対象	助成金額
1 地域ふれあい事業（P 1～6）	自治・町内会	助成 A「多世代交流」 250 世帯未満：10,000 円 以降、250 世帯毎に 5,000 円上乗せ （年 2 回を限度とする）
	自治・町内会	助成 B「見守り・生活支援」 250 世帯未満：10,000 円 以降、250 世帯毎に 5,000 円上乗せ
	地域の各種団体	助成 C「居場所づくり」 【年 1 回タイプ】 10,000 円 【随時タイプ】 1 回開催につき 1,500 円/月 ※上限 年間 18,000 円
2 歳末たすけあい事業（P 7～8）	自治・町内会	【単一自治・町内会】 上限 30,000 円 【複数自治・町内会】 自治会数×30,000 円 ※5 自治会以上の場合 150,000 円上限
	・コミュニティ協議会 ・地区社会福祉協議会 ・地区民生委員児童委員協議会 ・青少年育成協議会 ・校区民交流推進協議会	上限 150,000 円
	その他団体 （子育て団体など）	上限 30,000 円
3 緊急情報キット配布事業（P 9～10）	自治・町内会 コミュニティ協議会 地区社協	上限 400 円×配布数
4 地域の茶の間事業（P 11～14）	地域の各種団体	上限 30,000 円（月 1 回） 上限 60,000 円（月 2 回以上） 上限 240,000 円（週 1 回以上）
5 地域福祉活動計画推進事業（P 15～16）	地区社会福祉協議会 コミュニティ協議会	上限 30,000 円

1 地域ふれあい事業 助成 A「多世代交流」



地域での多世代交流が進むことにより、担い手育成やボランティアの創出、さらに地域の茶の間や生活支援などの見守り事業につながることを目的とし助成を行います。

(1) 助成対象団体

北区内の自治・町内会

(2) 事業例

ウォーキング、夏祭り、盆踊り、クリーン作戦、など

(3) 助成の条件

自治・町内会が関与し、住民全体に呼びかけ、多世代が事業に参加していること

(4) 助成の金額と内容

① 自治・町内会の世帯数が

250世帯未満は10,000円、以降250世帯毎に5,000円上乗せして助成

◆複数の自治・町内会が共同事業を実施する場合は、その合計額を助成します。

②助成回数の上限一年度内2回まで

③助成対象経費項目—事業費全般

◆お酒代は除きます。

◆残額・残数を次年度に繰り越すことはできません。

◆参加者が一団体に所属する者のみの事業は助成の対象外とします。

例：サークル、クラブ等



(5) その他

① 万が一に備えて、ボランティア行事用保険等の損害保険への加入をお勧めします。

②事業実施にあたり、案内文または町内回覧文書などに、北区社会福祉協議会の「地域ふれあい助成事業」であることを明記するとともに会場内に表示すること。

例：この〇〇事業は、北区社会福祉協議会の地域ふれあい事業助成を受けて実施しています。

◆留意事項【助成 A・助成 B・助成 C 共通】

①事業実施後に申請書兼報告書を提出いただきますが、実施前に企画内容をご相談ください。事前に相談がない報告書については助成できません。

②年度末に開催の行事については、早めに報告書の提出をお願いいたします。

③予算の都合により年度途中で受付終了する場合があります。

1 地域ふれあい事業 助成 A「多世代交流」申請のながれ

<事業実施前>

相談

新潟市北区社会福祉協議会へ企画内容を相談ください。
(電話・来所どちらでも可)
(例：ウォーキング、夏祭り、クリーン作戦など)

<事業実施後>

報告

新潟市北区社会福祉協議会へ以下の書類を提出
(郵送・窓口どちらでも可)
(1) 助成申請書兼報告書 様式1及び様式1-2
(2) 助成対象経費分の領収書
(3) 事業開催案内のチラシ
(4) 事業実施時の写真など
(5) 通帳の写し(口座名義記載ページ)

審査

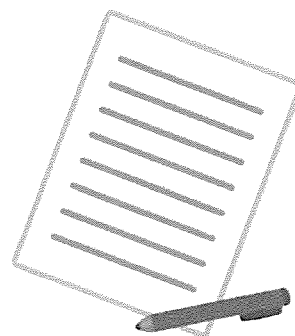
提出書類に不備がないか確認した後、助成が適当か審査します。

通知

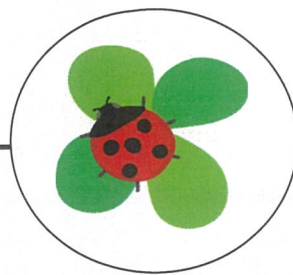
審査の後、助成の可否について郵送で通知します。
助成が決定した場合は、助成金振込日も併せてお知らせします。

振込

通知でお知らせした日に、提出書類で指定された口座に助成金を振り込みます。



1 地域ふれあい事業 助成 B「見守り・生活支援」



見守りを目的としたゴミ出し、除雪等の生活支援を対象とし、多面的な方法で一人暮らしや高齢者世帯が安心して暮らせるよう見守りを促進するため助成を行います。

(1) 助成対象団体

北区内の自治・町内会

(2) 助成の条件

下記のいずれかの活動を実施すること

- ・ 高齢者世帯等の見守り活動（把握、声掛け、訪問など）
- ・ 生活支援を通じた見守り活動（ゴミ出し、除雪など）
- ・ 住民の地域行事等の社会参加へのお誘い
- ・ 関係機関への連絡通報
- ・ その他自治・町内会長が必要と認める福祉活動



(3) 助成の金額と内容

① 自治・町内会の世帯数が

250世帯未満は 10,000 円、以降 250 世帯毎に 5,000 円上乗せして助成

◆複数の自治・町内会が共同事業を実施する場合の助成額は、各自治・町内会の助成額の合計額を助成します。

② 助成対象経費項目：会議費及び消耗品費

◆残額・残数を次年度に繰り越すことはできません。

(4) そ の 他

①万が一に備えて、ボランティア行事用保険等の損害保険への加入をお勧めします。

②事業実施にあたり、案内文または町内回覧文書などに、北区社会福祉協議会の地域ふれあい事業であることを明記する。

1 地域ふれあい事業 助成 B「見守り・生活支援」申請のながれ

<事業実施前>

相談

新潟市北区社会福祉協議会へ企画内容を相談ください。
(電話・来所どちらでも可)
(例：見守り活動、生活支援を通じた見守り活動等)

<事業実施後>

報告

新潟市北区社会福祉協議会へ以下の書類を提出
(郵送・窓口どちらでも可)
(1) 助成申請書兼報告書 **様式1 及び様式1-2**
(2) 通帳の写し(口座名義記載ページ)

審査

提出書類に不備がないか確認した後、助成が適当か審査します。

通知

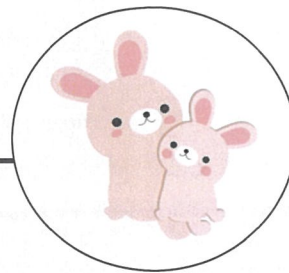
審査の後、助成の可否について郵送で通知します。
助成が決定した場合は、助成金振込日も併せてお知らせします。

振込

通知でお知らせした日に、提出書類で指定された口座に助成金を振り込みます。



1 地域ふれあい事業 助成 C「居場所づくり」



こどもから高齢者まで多様な人が集う「居場所づくり」のきっかけとして北区で活動する団体や施設などを対象に助成を行います。

(1) 助成対象団体

地域の各種団体

(自治・町内会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会(コミ協)
地域の茶の間、子育てサロン、子育てサークル、こども食堂、子育て支援団体など)

(2) 助成の条件・内容

【年 1 回行事開催】

内 容	助成条件・対象経費	助成限度額
地域での居場所の取り組みを始める「きっかけづくり」に対して、支援を行います。	お楽しみ会、親子参加イベント等 ◆対象事業の開催周知を広く行うこと 助成対象経費項目一事業費全般 ◆消耗品費や事務費も含まれます	年間 1 回のみ 10,000 円まで ※繰り越し不可

【随時開催】

内 容	助成条件・対象経費	助成限度額
①地域の茶の間やこども食堂等の居場所。 ②子育て中の親子のストレス解消、情報交換の場としてこどもや親子が気軽に集える「居場所づくり」の活動に対して、支援を行います。	随時開催の居場所に対して助成 ◆対象事業の開催周知を広く行うこと 助成対象経費項目一事業費全般 ◆消耗品費や事務費も含まれます ※原則、市の助成制度対象外の団体に向けての助成です。	ひと月 1,500 円 年間 18,000 円上限 (1,500×12 か月) ※年度途中の申請可能 ※〔年 1 回行事開催〕と別日の場合の重複申請可

(3) そ の 他

- ①万が一に備えて、ボランティア行事用保険等の損害保険への加入をお勧めします。
- ②事業実施にあたり、案内文または町内回覧文書などに、北区社会福祉協議会の地域ふれあい事業であることを明記するとともに会場内に表示すること。

1 地域ふれあい事業 助成 C「居場所づくり」申請のながれ（行事開催・随時）

<事業実施前>

相談

新潟市北区社会福祉協議会へ企画内容を相談ください。

（電話・来所どちらでも可）

（年1回例：お花見会、お楽しみ会、随時例：地域の茶の間、こどもの居場所等）

<事業実施後>

報告

新潟市北区社会福祉協議会へ以下の書類を提出

（郵送・窓口どちらでも可）

（1）助成申請書兼報告書 様式1及び様式1-2

（2）助成対象経費分の領収書

（3）事業開催案内のチラシ

（4）事業実施時の写真など

（5）通帳の写し（口座名義記載ページ）

審査

提出書類に不備がないか確認した後、助成が適当か審査します。

通知

審査の後、助成の可否について郵送で通知します。

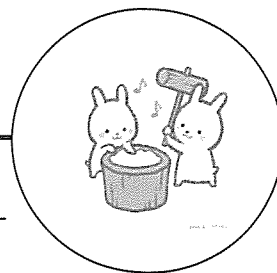
助成が決定した場合は、助成金振込日も併せてお知らせします。

振込

通知でお知らせした日に、提出書類で指定された口座に助成金を振り込みます。

2 歳末たすけあい事業

「歳末たすけあい事業」は、地域住民やボランティア、民生児童委員等の関係機関・団体の協働により、歳末時期に、「地域の誰もが安心して暮らすことができる地域づくり」を目的に助成を行います。



(1) 助成対象団体

自治・町内会、コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、青少年育成協議会、校区民交流推進委員会、その他団体（子育て団体など）

(2) 対象者

地域住民（高齢者、こども、障がい児・者、ひとり親世帯も参加しやすいように）

(3) 助成の条件

歳末時期に、「地域の誰もが安心して暮らすことができる地域づくり」を目的に、地域住民が主体となって行う福祉活動

事業メニュー（例）

- ・歳末時期に地域の誰もが参加・交流できる行事・イベント等の事業
（世代交流お楽しみ会、クリスマス会、賽の神、餅つき大会等）
- ・見守りが必要な高齢者等の安否確認と孤独感の解消を図る活動

(4) 実施期間

令和7年11月1日（土）～令和8年1月31日（土）

(5) 助成の金額と内容

① 助成額

ア. 自治町内会

- ・単一自治・町内会開催の場合 30,000 円（上限）
- ・複数自治・町内会共催の場合 自治会数×30,000 円（上限）

※ただし、5 自治会以上の場合、150,000 円を限度とする。

イ. コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、青少年育成協議会、校区民交流推進委員会など

- ・150,000 円（上限）

ウ. その他団体（子育て団体など）

- ・30,000 円（上限）

※助成率：いずれも総事業費の9割以内で、総事業費の1割の自己資金を必要とする。

②対象経費

会場費、機材等賃借料、広報費、消耗品費、ボランティア行事用保険料
講師謝礼(上限2万円)、茶菓代・食材費(概ね1人当たり800円以内)
※酒類は認めない

(6) その他

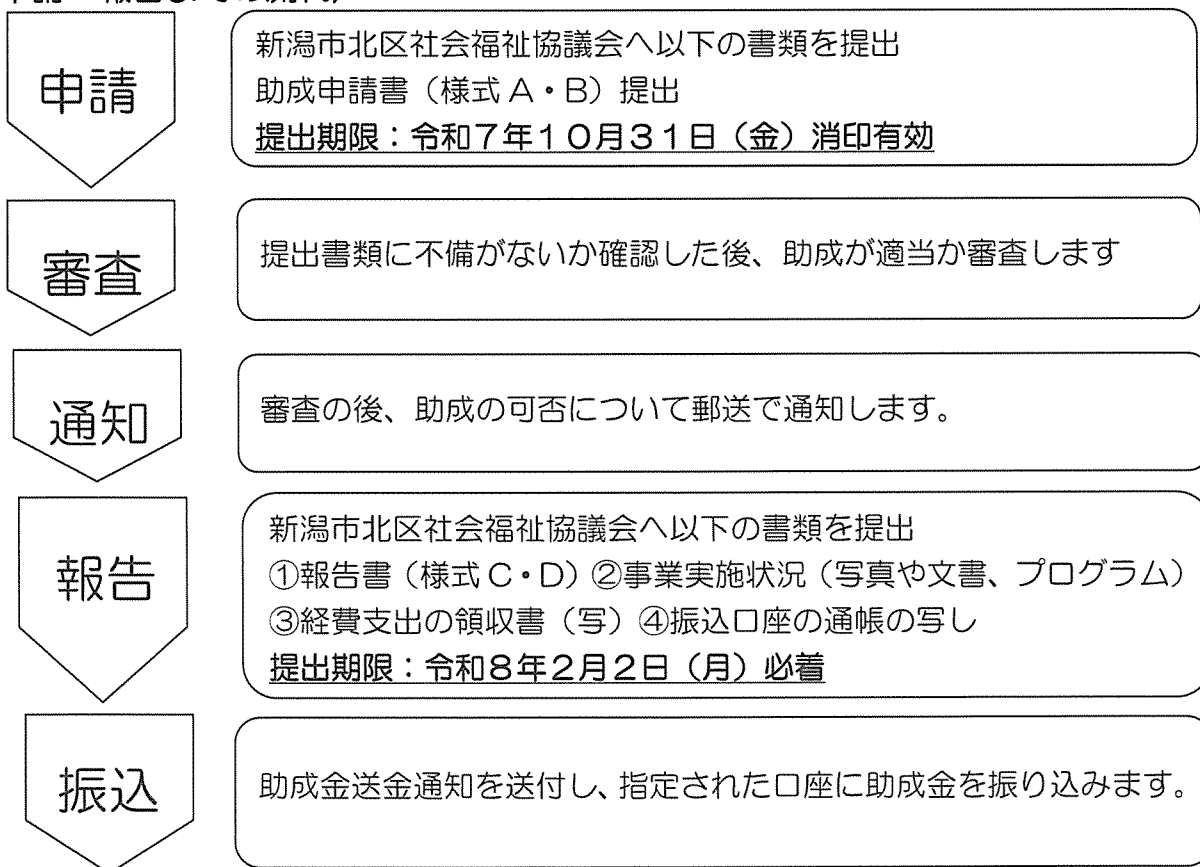
- ①事業実施にあたり、案内文または町内回覧文書などに、北区社会福祉協議会の歳末たすけあい事業であることを明記するとともに会場内に表示すること。
- ②助成金の割合についての条件はありませんが、事業費の全額を助成申請できませんので、必ず負担額(主催団体負担金や参加者負担金など)やその他からの助成金を含めるようにしてください。
- ③申請書に記載されていない経費については、助成対象経費といたしません。
- ④万が一に備えて、ボランティア行事用保険等の損害保険への加入をお勧めします。

◆留意事項

下記の場合、助成額を減額・調整させていただくことがあります。

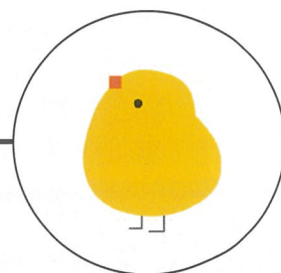
- ①事業予算の関係で多くの申請があった場合
- ②区全体の歳末たすけあい募金額が見込みよりも少なかった場合

〈申請・報告までの流れ〉



3 緊急情報キット配布事業

緊急情報キットの配布を通じ、自治・町内会における見守りネットワークの強化を図ることを目的とし助成を行います。



(1) 助成対象団体

- ① 自治・町内会
- ② 隣接する複数の自治・町内会 および コミュニティ協議会

(2) 対象者

- ① 75歳以上のひとり暮らし高齢者で見守りを必要とする世帯
- ② 自治・町内会が必要と認める世帯

◆ (例) 障がい者世帯、75歳以上の独居および高齢者のみ世帯 等

(3) 助成の条件

- ① 自治・町内会役員、担当民生委員児童委員等の協力を得ること
- ② 配布後、年1回以上の定期的な点検を実施すること

(4) 助成の金額と内容

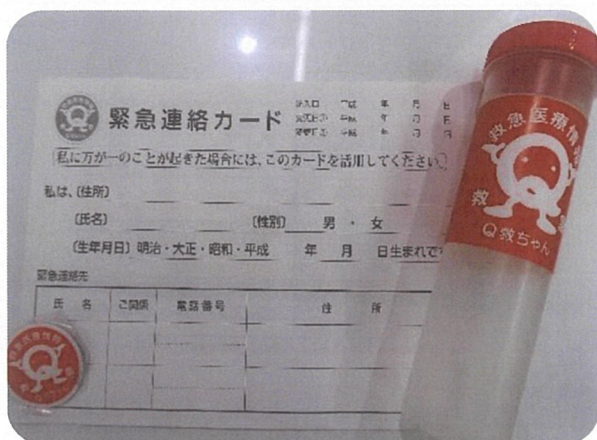
○助成額の上限—1自治・町内会あたり400円×配布数

○助成対象内容—緊急情報キット作製費（本体、内容物、シール等）

定期的な情報更新や訪問に必要な事務費

- ◆配布数は、申請年度を含めた3ヶ年度の予測される数です
- ◆筒形キットは、社協でも用意していますので助成金を活用し購入していただけます
- ◆配布先名簿の様式について必要な場合はお声がけください

筒型の例

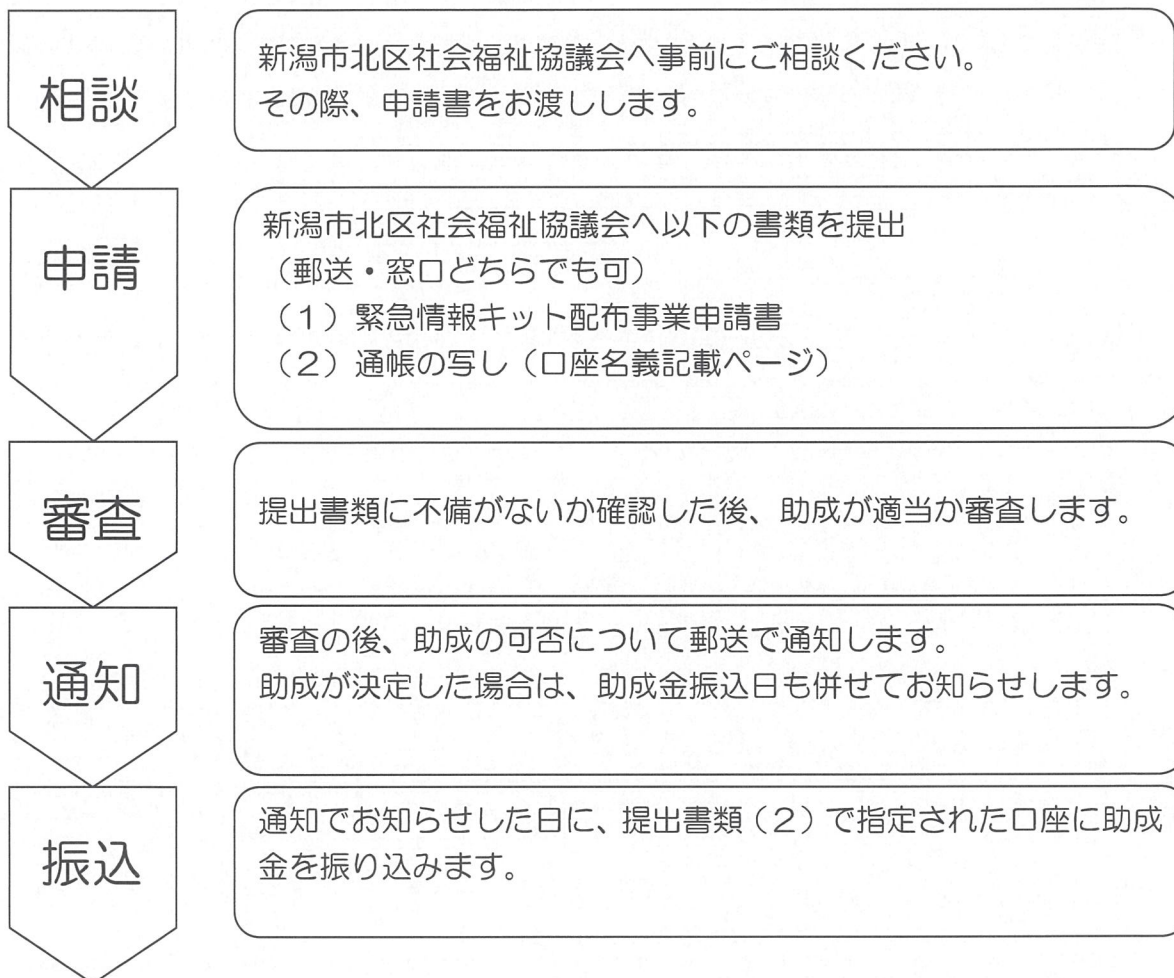


巾着型の例：木崎自治会



3 緊急情報キット配布事業 申請のながれ

<申請・報告までの流れ>



今後の活動を見込んでの準備としても申請が行えますので、ご相談ください。



4 地域の茶の間事業



概ね自治・町内会を範囲とした定期的な交流の場をつくるための助成事業です。

助成対象となる事業内容は3タイプあります。

① 月1回	地域の集会所や公民館などを利用して、子どもや高齢者、障がい者等だれもが気軽に集まり交流することができる通いの場を設ける。
② 月2回以上	
③ 週1回以上	

① 月1回

〔1〕助成対象団体

地域の各種団体

（自治・町内会、コミ協、民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など）

〔2〕助成の条件

① 月1回、定期的に開催すること

◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可。（お盆、年末年始等）

② 10人以上の参加があること

〔3〕助成の金額と内容

① 対象経費項目—事業費全般

◆消耗品費や事務費も含まれます。（茶菓子程度は消耗品費に含まれます。）

② 助成額の上限—ひと月2,500円まで

◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は30,000円となります。

◆年度途中の申請も可能です。

その場合、申請頂いた月からの年度内実施月数×2,500円が助成額上限となります。



② 月2回以上

〔1〕助成対象団体

地域の各種団体

（自治・町内会、コミ協、民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など）

〔2〕助成の条件

- ① 月2回以上、定期的に開催すること
◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可。（お盆、年末年始等）
- ② 10人以上の参加があること
- ③ 3年以内に週1回以上へ移行すること
- ④ 月2回以上の助成を受けなくなった月の翌月から起算して、12月以上が経過していること

〔3〕助成の金額と内容

- ① 助成対象経費項目—事業費全般
◆消耗品費や事務費も含まれます。（茶菓子程度は消耗品費に含まれます。）
- ② 助成額の上限—ひと月5,000円まで
◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は60,000円となります。
◆年度途中の申請も可能です。
その場合、申請頂いた月からの年度内実施月数×5,000円が助成額上限となります。



③ 週1回以上

〔1〕助成対象団体

地域の各種団体

（自治・町内会、コミ協、民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など）

〔2〕助成の条件

- ① 週1回以上、定期的に開催すること
◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可。（お盆、年末年始等）
- ② 高齢者10人以上の参加があること

〔3〕助成の金額と内容

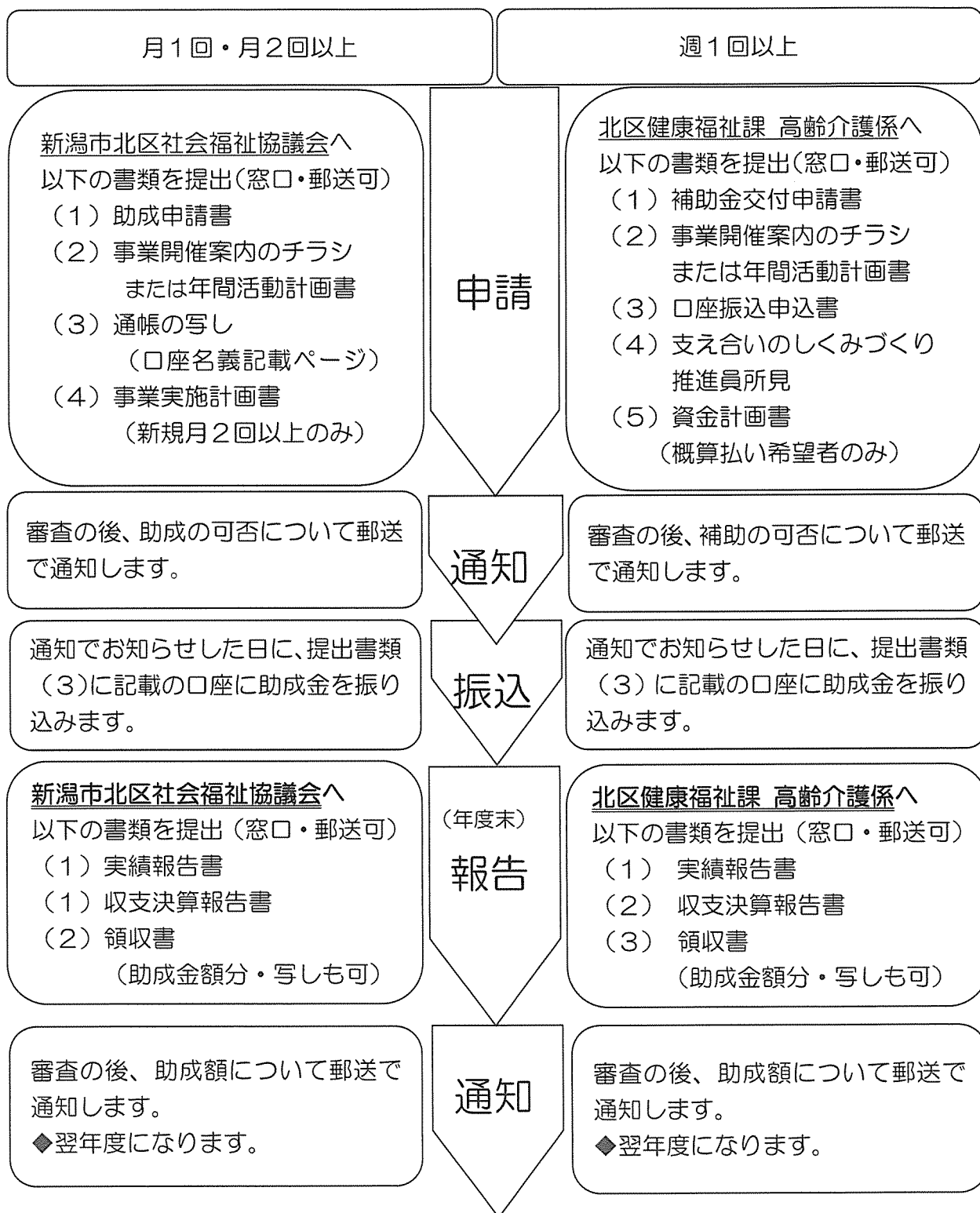
- ① 助成対象経費項目—事業費全般
◆お茶・茶菓子・食材料費は含まれません。
- ② 助成額の上限—ひと月20,000円まで
◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は240,000円となります。
◆初期費用は、200,000円（初年度のみ）となります。
◆年度途中の申請も可能です
その場合、申請頂いた月からの年度内実施月数×20,000円が助成額上限となります。

〔4〕その他

- ① 申請書類等提出先
◆申請書類等の提出先は、新潟市地域包括ケア推進課または各区役所健康福祉課高齢介護係となります。

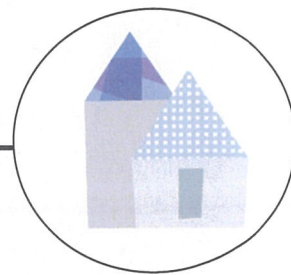


4 地域の茶の間事業 申請のながれ



5 地域福祉活動計画推進事業

北区地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、取り組みを実践する地区に助成を行います。



(1) 助成対象団体

地区社会福祉協議会（地域コミュニティ協議会）

(2) 事業例

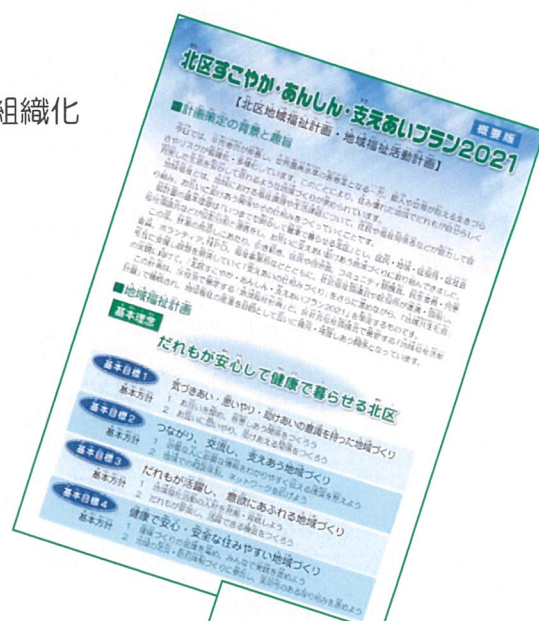
- ① 地域福祉活動を担うボランティアの育成、組織化
- ② 地域の見守り活動
- ③ 健康教室や講演会等の交流活動 など
- ④ ①～③を実施するための会議等

(3) 助成条件

- ① 地域福祉活動計画の推進に寄与する事業
- ② 独自の企画と方法に基づいた先駆的な事業

(4) 助成の金額と内容

- ① 助成対象経費項目 — 事業費全般
◆お酒代は除きます
- ② 助成額の上限 — 年度内 30,000 円
◆年度を越えての繰り越しはできません
- ③ 助成回数の上限—年度内 1 回まで
◆回数を次年度に繰り越すことはできません



5 地域福祉活動計画推進事業 申請手続きのながれ

<事業実施前>

申請

新潟市北区社会福祉協議会へ以下の書類を提出

- (1) 助成申請書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 通帳の写し(口座名義記載ページ)

審査

提出書類に不備がないか確認した後、助成が適当か審査します。

通知

審査の後、助成の可否について郵送で通知します。
助成が決定した場合は、助成金振込日も併せてお知らせします。

振込

通知でお知らせした日に、提出書類(3)で指定された口座に
助成金を振り込みます。

<事業実施後>

報告

新潟市北区社会福祉協議会へ以下の書類を提出

(郵送・窓口どちらでも可)

- (4) 助成報告書

※経費の領収証の提出は不要です。

— 出前講座のご案内 —

新潟市北区社会福祉協議会では、
助成金のほかにも、誰もが住み慣れた地域でしあわせに暮らすため
には、どのように支え合い、協力したらよいかを一緒に考え学ぶ「福
祉教育（共に生きる力）」の出前講座を行っています！

職員の派遣

認知症や介護予防に関する講座

地域の茶の間立ち上げ講座

ボランティアの勉強会

介護職・福祉職ってどんな仕事？

北区社会福祉協議会 マップ

